

1. 基本的な考え方

こどもの最善の利益を図るため、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、まず予防的支援により家庭維持をめざすとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、こどもの意向や状況等を踏まえ、里親またはファミリーホームへの委託、児童養護施設等への入所措置の順で、こどもの最良の養育先を検討します。特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもについては、里親等への委託を積極的に進めます。また、すでに代替養育されているこどもについては、家庭復帰に向けて最大限に努力します。

2. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

こどもの一時保護や入所措置等を行うにあたり、児童相談所においてこどもからの意見を適切に聴取するとともに、こどもの意見を代弁する意見表明支援事業を強化します。

また、里親委託や施設入所するこどもに対して「こどもの権利ノート」を配布して、こどもが自身の権利について理解できるように丁寧に説明し、こどもの権利擁護を図ります。

3. こども家庭支援体制の構築等に向けた取組

「こども家庭センター」は、2024年4月に各区役所に設置し（10カ所）、児童相談所や児童家庭支援センター、母子生活支援施設など、地域の子育て支援機関等と連携して地域の相談支援体制の強化を図ります。

また、子育て短期支援事業や産後ホームヘルプサービス等の家庭支援事業の活用をしながら、子育て家庭で虐待が起こることがないように予防的支援などに取り組むとともに、ヤングケアラーの支援については、学校や相談窓口と連携し、早期発見と早期支援に努めます。

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
子育て短期支援事業を委託しているファミリーホーム箇所数	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所
	(2024年度設置箇所数 6カ所)				
児童家庭支援センター設置箇所数	5箇所	5箇所	5カ所	5箇所	5箇所
	(2024年度設置箇所数 5カ所)				
児童相談所による措置として児童家庭支援センターが行う指導	341	375	413	454	500
	(2023年度委託月数 282件)				

4. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

保健師等が妊娠期から訪問・面談等で支援を行い、必要時は医療機関等と連携を図り安全・安心な出産と産後支援を切れ目なく行います。予期せぬ妊娠や支援の必要性の高い妊産婦に対しては、24時間365日相談窓口や産前産後の居場所の提供を行い、妊産婦の孤立を防ぎ虐待防止を図ります。

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
妊産婦等生活援助事業実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	(2024年度設置箇所数 1箇所)				
助産施設	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	(2024年度設置箇所数 4箇所)				

5. 代替養育を必要とする見込み数

項目	指標	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	3歳未満	37人	36人	36人	36人	35人
	3歳以上就学前	49人	47人	44人	41人	39人
	学童期以降	379人	377人	372人	368人	361人
	合計	465人	460人	452人	445人	435人
代替養育を必要とするこどもの見込数	考え方	住民基本台帳上の「こどもの人口」に「代替養育が必要となる割合」を乗じて「代替養育を必要とするこども数」を算出。				

6. 一時保護改革に向けた取組

一時保護されたこどもの最善の利益が守られるように、一時保護施設等において個々のこどもの状況に応じた生活や学習の支援を行うとともに、定期的な第三者評価の受審や職員研修の実施等により、支援の質を高めます。

また、こどもの状況にあわせた一時保護の環境を確保する観点から、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努めるとともに、今後の一時保護の状況に応じて、一時保護専用施設の設置について検討します。

7. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する観点から、児童相談所において、代替養育を必要とするこどもの里親等への委託を推進するとともに、施設入所が長期化しているこどもについて計画的にアセスメントを実施し、家庭復帰が見込まれる場合は、施設と連携しながら復帰に向けた支援を行います。

子育て家庭が、予防的支援により家庭養育が継続できるよう、育てにくさや親子関係に悩んでいる保護者、親子関係が適切に築けない保護者など対し、従来から区役所や児童相談所で親子関係再構築に向けた取り組みを行っています。これらのプログラムに最新の知見を取り入れるなど内容の見直しを行い、保護者支援を充実し虐待防止を図ります。

また、特別養子縁組が望ましいと考えられるこどもについては、児童相談所と民間あっせん機関等と連携しながら、縁組の成立に向けて必要な支援を行います。

8. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

代替養育を必要とするこどもの里親・ファミリーホームへの委託を推進するうえで、特に愛着関係の基礎がつけられる乳幼児期のこどもについては、里親等への委託を積極的に進めます。

あわせて、養育里親についてのアウトリーチ型のリクルートを行うとともに、里親制度の広報・啓発のための取り組みを積極的に実施し、委託先となる里親の確保に努めます。

また、里親家庭に対する支援体制を充実させるため、里親支援機関の役割を明確化して支援体制を強化するとともに、里親支援センターの設置については、今後の取組状況を踏まえながら検討します。

9. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設はできる限り家庭的な環境を提供するため、ケアニーズの高いこどもに対し、より専門的なケアを継続的に取り組みます。

乳幼児期の里親委託を推進していくことから、乳児院は里親のレスパイト機能や専門的ケアを必要とするこどものケアを重点的に行えるようにします。また、児童相談所による乳幼児の一時保護委託や、子育て家庭の支援のための子育て短期支援事業についてさらに進めていきます。

できる限り家庭的な養育環境を目指すため、全施設のオールユニット化及び1施設あたり2箇所のグループホーム設置などを進めていきます。

施設等やその業務内容について理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けて取り組みます。また、専門性を担保するため、職員が研修を受講する機会など、施設等の関係者と共に、人材確保や人材育成について、必要な取り組みを検討していきます。

児童自立支援施設である若葉学園は、小舎夫婦制のメリットや専門性を活かし、児童養護施設等へのプログラムの提供や地域貢献に努めます。

項目	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
小規模化かつ地域分散化している児童養護施設の整備目標	5箇所	7箇所	8箇所	9箇所	10箇所
	(2024年度 小規模化かつ地域分散化している施設 5箇所)				

10. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

児童養護施設等で 18 歳を越えても継続的な支援が必要な児童に対して、自立支援を提供する施設を確保するとともに、施設に配置されている自立支援担当職員が退所後のアフターケアを行い、退所児童が自立して社会生活が送れるよう支援します。

項目		2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度
児童自立生活援助事業Ⅱ型設置 個所見込	個所数	1 箇所	2 箇所	3 箇所	4 箇所	5 箇所
	考え方	利用者については、これまでの利用者（平均 12 名）と、利用していない退所者数に一定の利用者を見込んで 20 人と算出。 利用者数と施設の状況を考慮しながら、2029 年度までに 5 か所で実施。（2024 年度設置箇所数 1 箇所）				
児童自立生活援助事業Ⅰ型 (自立援助ホーム)	個所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	考え方	施設規模や箇所数など施設の有り方について検討を行います。 (2024 年度設置箇所数 1 箇所)				
社会的養護自立支援拠点事業	考え方	児童養護施設等の退所者で相談支援等が必要となるこどもの見込数、社会的養護に係る児童数、児童自立生活援助事業の利用者数なども考慮しながら、設置の検討を行います。				

11. 児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所において、国の示す配置標準を充足する人員を配置するとともに、職員の計画的な育成に取り組み、相談援助機能の充実を図ります。また、区役所や児童家庭支援センター等の関係機関と十分に連携しながら、こどもや家庭に対する支援体制の充実を図ります。

12. 障害児入所施設における支援

障害児施設に入所している社会的養護の必要なこどもについても、良好な家庭環境において養育されるよう推進するとともに、「こどもの権利ノート」の配付やこどもからの意見聴取を行い、こどもの権利擁護が十分に図られるように、こどもの状況に応じた支援を行います。